

社会保険

ほっかいど



2021
No. 471

5

May

6

June

INFORMATION

日本年金機構からのお知らせ P2

- 算定基礎届提出時のポイント
- 厚生年金保険脱退一時金支給上限の見直し

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P4

- 限度額適用認定証をご利用ください
- 健診のご案内
- Twitter・メールマガジン配信中!

労働保険の実務 P6

- 労働保険とは
- 労働保険の年度更新 ほか

社会保険支部だより P7

100年時代に備える マネープラン P8

- 共働き世帯の家計管理 ほか



北海道の小動物～エゾフクロウ(幼鳥)三笠市

算定基礎届提出時のポイント

～算定基礎届の提出準備をお願いいたします～

今年も算定基礎届の提出時期が近づいてきました。

算定基礎届は、厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や、保険料の計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。適正な届出にご協力をお願いいたします。

なお、**今年度から算定基礎届総括表の提出は不要**ですのでご注意ください。

～ 対象要件 ～

その年の7月1日現在、被保険者（被用者）である方全てが対象となります。ただし、次のケースに該当する場合は、提出は不要です。

- ① その年の6月1日以降に被保険者（被用者）の資格を取得した者
- ② その年の6月30日までに退職した者
- ③ その年の7月から9月までのいずれかの月に標準報酬月額が随時改定される者、又は産前産後休業・育児休業等終了時改定が行われる者

～ 提出方法 ～

届書の提出方法は次のとおりです。

届 書	被保険者報酬月額算定基礎届／70歳以上被用者算定基礎届
提出時期	令和3年7月1日（木）～12日（月）まで
提出先	北海道事務センター（郵送の場合）または管轄の年金事務所
提出方法	電子申請、郵送、窓口持参 ※電子媒体（CDまたはDVD）による提出も可能です。 詳しくは、管轄の年金事務所へお問い合わせまたは日本年金機構ホームページをご覧ください。

⚠ もう一度ご確認を！



以下の点に留意の上、ご提出願います。

- 令和3年5月31日以前に資格取得**（社会保険に加入）した被保険者の情報が、日本年金機構からお送りする算定基礎届に印字されていない場合は、必ず**追記**をしてください。
- 報酬月額が前年と変わらない場合であっても、内容の記入および提出が必要です。
- 今年度からは**事業主の押印または自筆による署名が不要**となります。
- 日本年金機構がお送りする「算定基礎届」を使用せず、独自の様式による届書を作成した場合、あるいは健康保険組合等が作成した様式で提出する場合は、必ず日本年金機構が示す「事業所整理記号」「事業所番号」「被保険者番号」を記入してください。
- 二つ以上の事業所に勤務する方の算定基礎届は、北海道事務センターから各事業所あて送付します。提出の際は、**北海道事務センターにご提出**ください。（これまで選択事業所を管轄する年金事務所へ提出いただいていたおりましたが、令和2年度より提出先が北海道事務センターへ変更となっております。）
- 電子申請にかかる添付書類は、**PDFもしくはJPEG形式で電子添付**してください。

厚生年金保険脱退一時金支給上限の見直し

～ 3年から5年に引き上げられます ～

脱退一時金とは？

日本国籍を有しない方が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求できる一時金です。

今般、脱退一時金の支給額計算に用いる支給上限月数の見直しが行われ、**令和3年4月から(同4月以降に年金の加入期間がある場合)**、支給上限月数が36ヶ月(3年)から60ヶ月(5年)に引き上げられました。

支給要件

以下の条件を全て満たしている方が支給の対象となります。

- ・厚生年金保険・共済組合等の加入期間が合計6月以上あること
- ・日本国籍を有しない方であること
- ・老齢厚生年金など年金の受給権を満たしていないこと

ただし、次のいずれかに該当した場合は脱退一時金を請求することができません。

- ・国民年金の被保険者となっているとき
- ・日本国内に住所を有するとき
- ・障害厚生年金などの年金を受けたことがあるとき
- ・最後に国民年金の資格を喪失した日から2年以上経過しているとき

(ただし、資格を喪失した日に日本国内に住所を有していた人は、同日後に初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から2年を起算します)



計算式

$$\begin{aligned}
 & (\ast 1) \text{ 被保険者であった期間の平均標準報酬額} \\
 & \quad \times \\
 & (\ast 2) \text{ 支給率 (保険料率} \times 2 \text{分の} 1 \times \text{支給額計算に用いる数)}
 \end{aligned}$$

(※1) 被保険者期間であった期間における平均標準報酬額は、以下のA+Bを合算した額を全体の被保険者期間の月数で除して得た額をいいます。

A 平成15年4月より前の被保険者期間の標準報酬月額に1.3を乗じた額

B 平成15年4月以後の被保険者期間の標準報酬月額および標準賞与額を合算した額

(※2) 支給率とは、最終月(資格喪失した日の属する月の前月)の属する年の前年10月の保険料率(最終月が1月～8月であれば、前々年10月の保険料率)に2分の1を乗じた率に、被保険者期間に応じた以下の表の数を掛けたものをいいます。

被保険者期間	支給計算に用いる数	被保険者期間	支給計算に用いる数
6月以上12月未満	6	36月以上42月未満	36
12月以上18月未満	12	42月以上48月未満	42
18月以上24月未満	18	48月以上54月未満	48
24月以上30月未満	24	54月以上60月未満	54
30月以上36月未満	30	60月以上	60

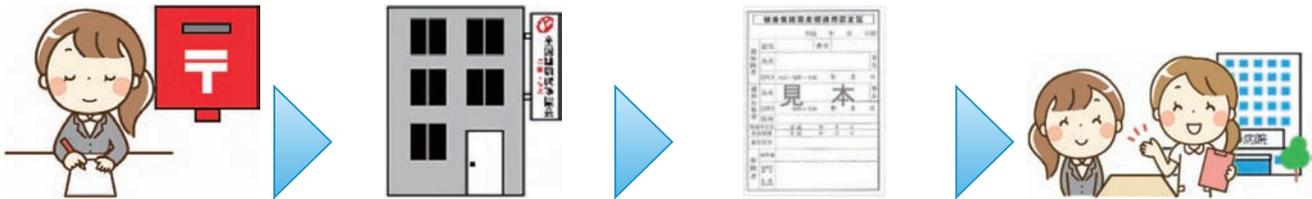
↑
↓
区
分
の
上
限
追
加

限度額適用認定証をご利用ください

医療機関等の窓口でお支払いが高額になる場合、「限度額適用認定証」を提示すれば、窓口でのお支払いが自己負担限度額※までに抑えられます。

※被保険者（ご本人）さまの所得に応じて計算されます。差額ベッド代等の保険外負担分や、食事負担額は対象外です。

限度額適用認定証の申請手続きから、ご利用までの流れ



「健康保険限度額適用認定申請書」を記入のうえ、協会けんぽ北海道支部へ郵送してください。

申請書を受付し、限度額適用認定証を発行します。

申請書に記入いただいた送付先へ、限度額適用認定証を郵送します。

医療機関等で受診の際に、保険証と限度額適用認定証を提示し、窓口で自己負担限度額を支払います。

申請書を受付してから、認定証をお届けするまでに一週間程度かかります

入院予定や高額な医療費が見込まれた段階で、早めの申請をお願いいたします

申請書記入の際の注意点について

健康保険 本人（被保険者） 00487
被保険者証 令和2年4月10日交付 (枚数) 00
記号 21700023 番号 1

氏名 協会 太郎
生年月日 平成 元年 5月 10日
性別 男
資格取得年月日 令和 2年 4月 1日

事業所名称 株式会社○○○○○○○○
保険者番号 9999999999
保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部
保険者所在地 ○○市○○町9-99-99

保険証のお名前の上に記載のある記号・番号の数字を記入します。
(被保険者・被扶養者共通)

記入誤りが多い箇所となりますので、ご注意ください。

原則、申請書受付月から有効な認定証を発行します。

申請書のダウンロードについて

協会けんぽのホームページから各種申請書をダウンロードできます



申請書のダウンロードはこちらから！



ホームページには、氏名や住所等の申請情報を直接入力して印刷できる様式（PDF）もご用意しております。

健診のご案内

協会けんぽでは、年度内（令和3年4月1日～令和4年3月31日）にお一人様1回に限り、健診費用の一部を補助しています。

令和3年度のご案内パンフレットについては以下の日程で発送しておりますので、ご確認ください。

▶生活習慣病予防健診 ～被保険者（ご本人）さまの健診～

ご案内パンフレットと健診対象者一覧発送日：令和3年3月16日（火）
送付先：事業所さまあて（緑色の封筒にて発送）

▶特定健診 ～被扶養者（ご家族）さまの健診～

ご案内パンフレットと受診券発送日：令和3年3月30日（火）
送付先：被保険者（ご本人）さまのご住所へ送付（黄色の封筒にて発送）



健診項目や健診実施機関などの詳細は、パンフレットをご確認ください。（ホームページにもパンフレットを掲載しています）

健康診断はご自身の健康状態を把握し、適切な健康管理を行うために重要な役割を担っています。年に一度は健康診断を受けましょう。

Twitter・メールマガジン配信中！

協会けんぽでは、各種広報紙のほかに、Twitterやメールマガジンで健康づくりに関する情報などをお届けしています。

Twitterは、月に3～4回程度の投稿をしています。3月には、マンガ形式でスイッチOTC医薬品に関する情報をお伝えしました。

メールマガジンでは、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会から寄稿いただいたお役立ち情報を「健康コラム」と題し、リレー掲載しています。

今後も、健康づくりに役立つ情報をお届けする予定です。Twitterとメールマガジンをぜひご覧ください。



投稿したマンガ



Twitterから
ご覧ください！



直近の健康コラムについて

- ・令和3年4月 北海道医師会
「認知症の症状、治療そして予防」
- ・令和3年2月 北海道薬剤師会
「高齢者の医薬品適正使用について」
- ・令和2年12月 北海道歯科医師会
「コロナ禍の歯科受診」

※ホームページにバックナンバー掲載あり

メールマガジンの
登録はこちらから！



健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは

 **全国健康保険協会 北海道支部**
協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/hokkaido>



労働保険の実務

令和2年4月以降大企業の電子申請の義務化にはじまり、高齢者の雇用保険料免除措置の廃止や70歳までの高齢者就業確保措置の努力義務化、副業皆勤など労働保険の実務に大きく影響する法改正が相次いでいます。このコーナーでは毎年労働関係法に関する情報発信を行っておりますが、令和3年度は、労働保険の実務をテーマに、法改正の内容を交えながら5回にわたって解説してまいります。第1回目は、労働保険とは何か、そして、まもなく始まる労働保険の年度更新について解説いたします。

特定社会保険労務士 背戸美樹 (せと みき)

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff社会保険労務士事務所開業。

法人向けコンサルティング業務に20年以上従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援。

厚生労働省委託事業での活動を含めて年間約200社の労務管理体制整備への助言を行っている。バックオフィス業務を視覚化し、ICTの積極活用による業務効率改善を通じて、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動中。



労働保険とは

労働保険とは、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）と雇用保険をまとめた呼称です。

労働者（パート・アルバイトを含む）をひとりでも雇用していれば、業種や規模にかかわらず必ず加入しなければならない強制的な保険（農林水産の一部の事業は除く）で、事業主は労働保険料を納めなければなりません。開業時はもちろん、支店など事業所を設置するごとに保険関係成立の手続きを行い、事業所（支店）ごとに個別に労働保険の手続きを行わなければなりません。

◆ 労災保険とは

労働者が業務上又は通勤途上において災害に遭遇し、負傷、リ患、死亡したときに、被災した労働者やその家族の生活を支え、社会復帰等を助けるために給付を行う保険です。

◆ 雇用保険とは

失業などにより収入が途絶えてしまう労働者の生活および雇用の安定を図り、再就職を促進するための給付を行う保険です。

両方の保険は、それぞれ別の事由で給付が行われますが、保険料の納付はまとめて行う必要があります。

労働保険料の申告・納付は、年に1度のイベント

労働保険料は、年度のはじめに申告・納付を概算で行い、翌年度のはじめに前年度分を確定申告し清算します。この前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付することを「労働保険の年度更新」といいます。

◆ 申告・納付期限は？

原則毎年6月1日から7月10日までに労働基準監督署、都道府県労働局及び金融機関で手続きを行います。

◆ 労働保険の算出方法は？

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算され、計算式は、原則【全ての労働者に支払った賃金の総額 × 「保険料率」となります（建設業、林業など一部の業種を除く）。なお、雇用保険の被保険者でない者の賃金は賃金総額から除かれます。

保険料率は、事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

適正な賃金総額算定のためのチェックポイント！

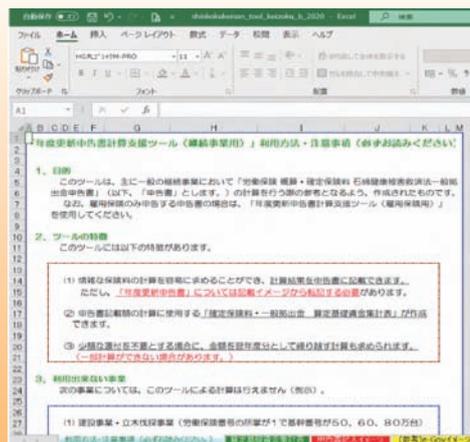
- ◆ 基本給、手当、賞与はもちろん、通勤交通費として支給した定期券購入代金、現物給与の価額なども含まれます。兼務役員の報酬や出向規定なども確認が必要です。労働保険の対象となる賃金の範囲を確認し適正な賃金総額を把握しましょう。
- ◆ 算定基礎となる賃金総額は、保険料算定期間（当年4月1日～翌年3月31日）内に支払が確定した賃金です。支給ベースではないことに留意してください。

令和2年4月以後の労働保険料に影響を与える法改正に注目

施行年月日	改正概要
令和2年4月	64歳以上の高年齢被保険者の雇用保険料免除措置が廃止されました。
令和2年4月	労働保険の一部の手続きについて電子申請で行ことが大企業に義務づけられました。
令和3年4月	65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置の努力義務が課されました。
令和4年1月	複数の企業で働き、その労働時間が合計して20時間以上となった65歳以上の高年齢者に雇用保険が適用されます。

年度更新申告書計算支援ツールを活用してみましょう

- ◆ 毎年手間がかかり作業が憂鬱な労働保険の年度更新ですが、ツールを活用して作業効率の改善に取り組むことも考えましょう。毎月の賃金台帳を給与計算システムで適正に作ることもその一つです。そして、厚生労働省がホームページで公開する「年度更新申告書計算支援ツール」を活用することで、賃金の集計が可能であり、作成された申告書記入イメージを申告書へ転記することでかなりの手間が省けます。ぜひ活用してみましょう。



100年時代に備える マネープラン

共働き世帯の家計管理

「収入がそこそこあるのにお金が貯まらない」という話を聞くことがあります。共働きだから当然貯蓄も多いのかというと、決してそうでもないのです。日々の生活は成り立っていても、長期の生活設計ができていないケースも少なくありません。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣（すどうとみ）



銀行、不動産会社勤務を経て1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演、執筆など多方面で活動中。個人相談は3000件以上

著書：『60歳からの生き生き術』『Only Oneの家づくり』（北海道新聞社）『生命保険見直しガイド』（日本実業出版社）など多数

「家計費+積立額」を決める

共働きでは、毎月の生活費を夫婦で分担して出合っていることが多くあります。例えば、住居費と教育費は夫、食費などの細かいものは妻といった具合です。

生活費の分担は一見良さそうにも思えるのですが、自身に割り当てられた決まった額さえ出してしまえばそれでいいとなると、自由に使える小遣いが次第に大きくなってしまい、世帯での貯蓄が

極端に少なくなるおそれがあるのです。そうすると、住宅取得の資金が貯まらない、住宅ローンの繰り上げ返済がまったくできない、老後資金や教育資金が不足するといったことにもなり兼ねません。このような“共働きのどんぶり勘定”から脱するために、家計費の分担だけではなく、それぞれの収入に合わせた貯蓄に回す額も決めておく必要があるでしょう。

理想的な年間の貯蓄額は？

日々の忙しさもあり、「払えるから買う」という安易な消費行動や、ずさんな家計管理が続くと生活費はどんどん膨らんでいきます。それを防ぐためにも、住居費、生活費、教育費などの削減することのできない支出額を把握することと、年間の貯蓄目標額を決めておく必要があります。

では年収に対してどのくらい貯蓄するのが理想的なのでしょう。住宅ローンなど借金返済のない

世帯では、世帯年収の10～20%を貯蓄に回す目安と考えましょう。特に、勤務先から住宅手当をもらっている、子どもがいない、子どもが小学生以下などは、しっかり貯蓄できる時期でもあります。

住宅ローン返済中は、貯蓄に回せる額も必然的に少なくなります。子どもがいれば教育資金準備だけはしっかり継続しましょう。

貯めるよりローン返済を

住宅ローンを抱えている場合は、繰り上げ返済や返済額の増額などを実行することで利息の軽減ができます。超低金利での貯蓄よりローン返済を

優先して、早く完済することが老後資金準備にもつながっていきます。

貯蓄するなら保障の見直しも

大きな死亡保障が必要なのは子育て期で、目安は3000万円程度です。共働き世帯では、万一のことがあっても遺族年金の支給もあり経済的なダメージが少ないので、夫婦それぞれの死亡保障は

1000～2000万円程度に抑えておきましょう。死亡保障額は子どもの成長に合わせて徐々に減らしていくことを忘れずに。